



### 第三節 総合計画

#### 概要

昭和三十三年一二月、「愛知県地方計画」が策定され、これが急激な社会構造の変化のなかで、同三七年には「新地方計画」の樹立を促した。

計画は、県民生活全般の向上をはかるとともに、将来の国民経済の一翼にならうものとして作成され、短期（昭和四〇年度まで）、長期（昭和四五年度まで）からなり、その実現にあたって県民一人一人の協力を求めた。

本町ではこうした県の計画に基づき、将来への伸展を目指し、中部経済圏の中核として、さらに高速道路小牧インター・エンジに接するという立地条件をふまえ、財政事情の推移を勘案しつつ、積極的にかつ長期展望にたって諸施策の達成をはかつてきました。

昭和四一年の第一次総合計画、ついで同四九年の第二次総合計画、さらに四八年秋の石油ショックにより起こった経済の変動、地方自治体の財政事情の悪化、住民生活への不安増加などによる地域社会の大転換期を迎えた同五四年五月の第三次総合計画策定は、一九八〇年代の「快適で豊かな町づくり」をめざし、目標年次を昭和五八年とした。

この内容として県営ほ場整備事業実施にともなう土地利用の高度化、産業基盤の確立、さらに地域住民の福祉向上をもとに、生活環境の整備促進、教育文化の振興などの指標を基本に、新時代の要求である「地方の時代」に対応し健全な財政運営と信頼される行政の完遂をモットーに計画され、町民の力強い協力により推進されることとなつた。

計画の基本となる人口の動態については、目標年次の五八年の人口を一七、二七〇人、六〇年の人口を、一八、二

八〇人と推計し、各部門の青写真を描き、計画をより効果的かつ具体的に推進するよう、つぎの五大目標を掲げている。

一、安全で調和のとれた町づくり。

二、生活環境の充実した住みよい町づくり。

三、人間性豊かな教育文化の町づくり。

四、健康で安心して暮らせる町づくり。

五、暮らしの豊かさを支え活力ある産業の町づくり。

一方、こうした計画推進の基礎となる財政事情は厳しく、激しく流動する経済の中で税収入の増加は期待できず、今後は自主財源確保のため、きめこまかなる施策を進めるとともに、支出については経費の節減、運用の効率化、総需要の抑制を柱にし、将来に向かつて対応していくねばならないとしている。

昭和五四年五月策定された第二次総合計画は、総論・計画の目標、各論の三編より構成され、昭和五四年より同五八年までの五か年の基本計画が詳細に示されている。

この作業は、昭和三九年四月に地方自治法の規定に基づいて定められた大口町総合計画審議会条例によつて、会長以下二〇名の委員により、諮問された策定について、研究、審議がなされ町長に答申されたものであつて、これが実施に当たつて町民の積極的な対応を求めている。

第三次大口町総合計画は、町の行政需要が質、量ともに著しく高度化が要求され、また、これにともない事務量も増加の一途をたどるなか、一方において、交通、通信の発達は、町民の生活圏、あるいは経済活動範囲が拡大し、町行政



図3-75 大口町の進展の基本「総合計画」

もこれらに対処し、隣接市町村との連携による広域行政が必要となつてきた。

また企業の進出、自動車の急激な増加による交通公害、住宅増、人口増などにともなう多くの、社会問題も大きくクローズアップされてきた。これら山積する課題に積極的に対処し、町民の協力を得つつ町民生活、福祉の向上を図り、住みよい郷土を築くことを最大のねらいとし、町の現状を正しく把握し、これが実現に必要な施策が講ぜられている。

計画の構成は、第一編総論にはじまり、第二編計画の目標、第三編各論・そして実施計画となつていてある。

実施計画では、一九七九年より一九八二年の四か年間の展望に立つて年次ごとに目標を想定し、また課題を具体化し、計画達成に必要な方向づけと施策がまとめられている。

計画は、現段階における大口町の将来予測とともに、これへの対応が詳細に示され、昭和五六年度事業計画の大要是表3-90・91のようである。

### 事業計画

自然環境と生活環境に恵まれ、将来に向かつて住みよい大口、快適な日常生活が保持できることを望む住民意識を踏まえ、立案された総合計画は、今後ますます進行する地域の住宅化・工業化等による土地需要に対応して、有機的・広域的な見地で本町の特色を生かし、総合的な土地利用を計り適正な策定をした。

### 第3節 総合計画

表3-90 部門別事業計画

〈昭和56年度〉

(単位:千円)

部門別	補助金	起債	その他	一般財源	計
総務部門	国 3,642	—	300	22,659	26,601
文教厚生部門	国 187,098 県 17,800	184,500	9,451	141,411	540,260
産業木土部門	国 51,000 県 65,480	95,000	8,567	413,527	633,574
合 計	国 241,740 県 83,280	279,500	18,318	577,597	1,200,435

農用地利用については、農業構造改善事業を柱にこれまでの農業経営形態をもとに、さらに近代化・合理化の諸施策を講じ生産性の向上をはかり、魅力ある農業を求めている。同時に農業の振興は綠豊かな環境づくりとも合致し健康で住みよい町づくりにも寄与するように努めている。

昭和三〇年代にはいって工場

誘致を積極的に行い、町財源の確保、町民の労働の場の拡大には概ね、その目的を達成したといえようが、今後は一層工業立地に検討を加えつつ、企業公害の皆無を求め、住みよい生活環境の堅持に取組んでいる。

商業は、隣接に犬山、小牧、江南、扶桑などの街を控え、商店の立地条件は必ずしも恵まれていないが、消費購買力の町外への流出を最小限にとどめる

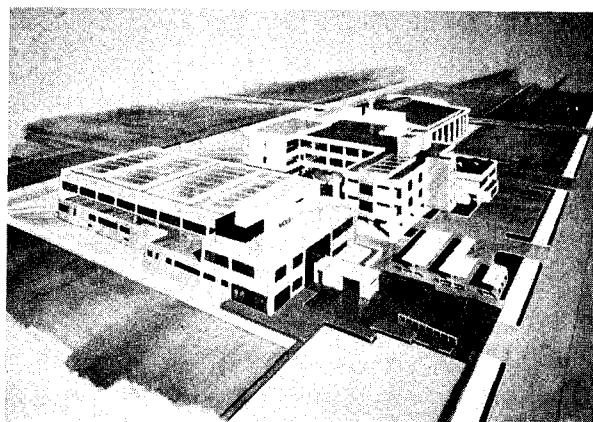


図3-76 温水プールの完成図

表3-91 事業計画

&lt;昭和56年度&gt;

(単位:千円)

部門区分	事業名	計画事業費	部門区分	事業名	計画事業費
総務費	交通安全施設整備事業	4,000	土木費	市街化区域整備事業	90,000
	事務機械化事業	13,301		都市下水路 郷浦幹線事業	73,900
計		17,301		道路改良事業	43,500
民生費	南保育園防音改築事業	221,365		河川改修事業	32,500
計		221,365		道路維持修繕事業	53,000
衛生費	し尿中継槽新設事業	7,839		橋りょう改築事業	10,000
	不燃物処理対策事業	24,750		都市計画基本図作成事業	6,180
	生ゴミ収集業務委託事業	5,709		町営住宅整備事業	6,500
計		38,298		道路舗装事業	17,300
農業費	(生産基盤) 農村総合整備モデル事業	47,000	計		425,535
	(環境基盤) 〃	53,000	消防費	消防施設整備事業	9,300
	(用地購入関係) 〃	14,400	計		9,300
	土地改良区負担事業	50,863	教育費	温水プール建設事業	159,000
	畜産振興事業 補助金事業	3,720		学習等共同利用 施設建設事業	78,483
	国土調査事業	17,000		総合グランド整備事業	21,214
計		185,983		南小学校運動場整備事業	21,900
商工費	商工業振興事業	8,500	計		280,597
計		8,500			
土木費	都市計画街路整備事業	60,000	総計		1,186,879
	流域下水道建設事業	26,455			
	流域関連公共下水道 建設事業	6,200			



図3-77 農村総合整備モデル事業の推進

よう、顧客の吸収に積極策を講ずることを急務とし、商工会を中心に指導強化がはかられている。

市民の福祉・健康については、市民の理解と協力を得ながら体制の強化、施設の充実が進み、老人福祉センターはじめ児童遊園地、緑のマスター・プランによる公園緑地の開発促進に配慮し、また市民の安全確保に欠くことのできない消防、防災、救急医療体制、公害防止体制などについては、関係機関の整備、施設の拡充により市民の不安は解消されるとともに、年々市民の防災意識は高揚している。

また市民の要望が強い生涯教育の展開による教育、文化、上下水道、余暇利用などの公共施設についても、将来の人口増加を勘案し立案され具体化に向かっている。中央公民館、図書館、地区における学習等共同利用施設をはじめ各学校施設の充実はめざましく、今や活動の拠点となり、大いに機能を發揮している。

今後は、温水プールの建設も近代的な発想のもとに計画され、市民全体が水泳を楽しむ日も間近であろう。

最近のモータリーゼーションの進行は本町においても著しく、交通量が激増し道路の整備が急テンポに進んでいる。都市計画道路はこうした現実に即応し、地域の開発、生活の利便、安全対策を考慮し、町内道路網の完全整備をめざし計画が策定され、その実現に努力しているが、地域の理解、協力を求めつつ、なお早急な推進をはかるうとしている。

本町の将来は、こうした総合計画に示されるごとく山積する課題を、生産と生活の調和を構想の中心に、町民の連帶意識の盛りあがりの中で、つねに明日に向かつて着実に進展することであろう。

**字区域及び名称の変更**　現在では換地業務あるいは区画整理後の実測、これらにかかる事務が早期完了をめざし着々と進められている。

一方こうした区画整理の施行によって、地区内にある多数の字については、字区域の整理統合が必要とされ、加えて、それらの字区域には集落が点在するところが多く、また字の区域が大きささまざまであること、道路、水路などの新設によって今までの字の境界がややもするとはつきりしないような状況も生じた。

こうした状況に対処し本町では、昭和五一年度より地区住民の意見を十分とりいれるため、地区代表者、学識経験者等による「字区域及び名称変更」のための、推進協議会を組織し検討にはいった。

多くの町民が昔から受け継ぎ歴史的な内容をもち、親しみそして今日までながく生活の場で活用してきたものだけに、字名、字区域の変更には難色を示す住民、地区もあつたが、積極的な話し合いが進められ、関係住民の協力のもと地区ごとのこれに対する計画が作成され、地籍調査の終了した地域で、県営ほ場整備事業の換地業務の完了と同時に、法令に基づく所定の手続きを経て実施されている。

まず昭和五三年八月、上小口一・二・三丁目、中小口二丁目、つづいて同五四年四月、中小口三・五丁目、城屋敷二丁目、新宮一・二丁目、下小口三・四・五・六・七丁目、外坪一・四・五丁目、同年三月、秋田一・二・三・四丁目、伝右一・二丁目、替地二丁目、中小口四丁目、仲沖一・二丁目、二ツ屋一・二丁目、萩島一・二丁目、外坪二丁

目高橋二丁目の地区で実施された。なお上小口一丁目、中小口二丁目、替地二丁目、高橋二丁目の地区では一部未実施の区域がある。

\* つぎにかかげる設定地図の中で、豊田・大屋敷・河北・本郷の四地区はまだ施行されていない。

◎町区域合理化の基本事項の主な点はつぎのようである。

○町の境界は……道路、河川、水路又は恒久的な施設をもつて区画し、町区域の大きさもおおむね均一化を図る。

○町名については、従来の名称に準拠し、歴史上由緒あるもの、親しみ深いものなどを選択し、かつ簡明を旨とした地区住民の意向を十分尊重して定める。

町議会では、昭和五二年三月定例議会で「町の区域および名称設定について」審議を重ね、この事業の早期完全施行を議決した。

表3-92 大口町の小字名 三六九

(昭和五三年現在)

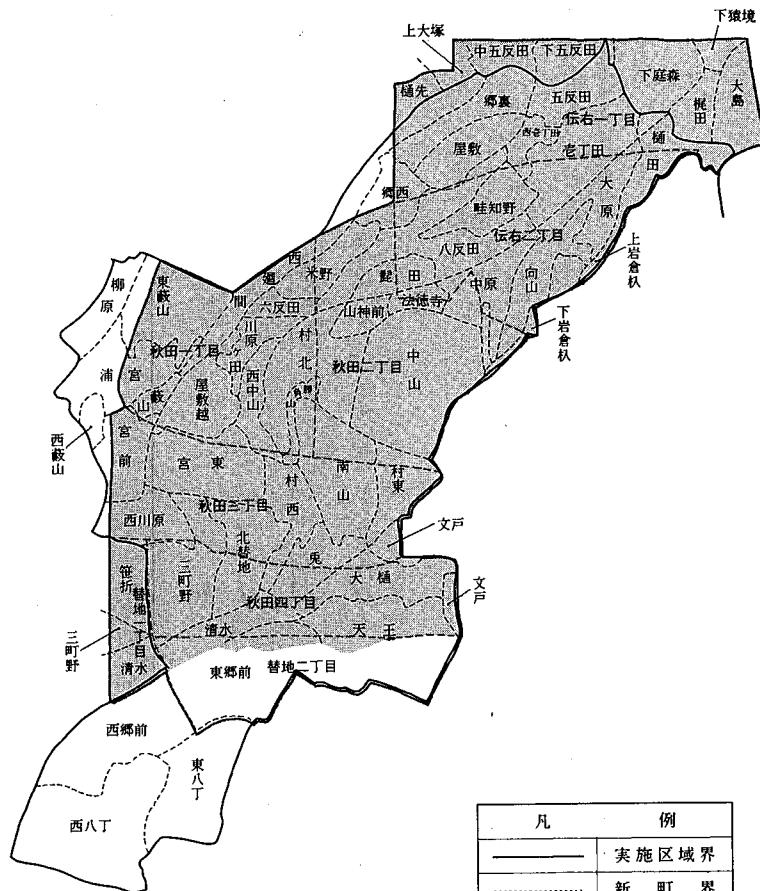
小字か所	大字名	秋 田	豊 田	大屋敷	外 坪	河 北	余 野	上小口	中小口	下小口
四五										
六三										
二六										
一五										
四九										
二六										
三八										
四三										
六四										

この画期的な事業によつて、今まで本町内の地名は、大字割と小字割で「大字〇〇字〇〇」というような名称でよんでいたが、施行後は「〇〇〇丁目」というように「町名」の名称に変更した。

たとえば大口町役場の所在地の表示は、

○施行前 大口町大字大屋敷字丸七番地であったが、 ○施行後 大口町下小口七丁目一五五番地にかわった。

## 町区域等設定図

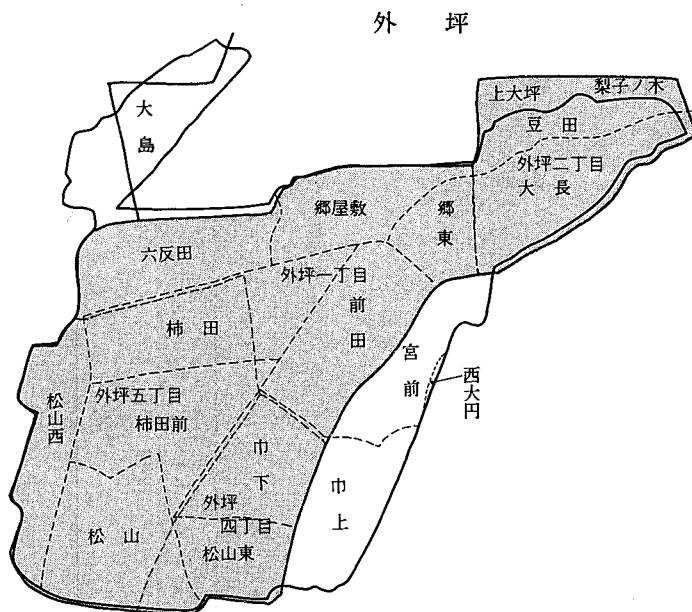


凡　例	
———	実施区域界
.....	新町界
(秋田一丁目)	新町名
———	実施地区
.....	旧大字界
.....	旧字界
(五反田)	旧字名

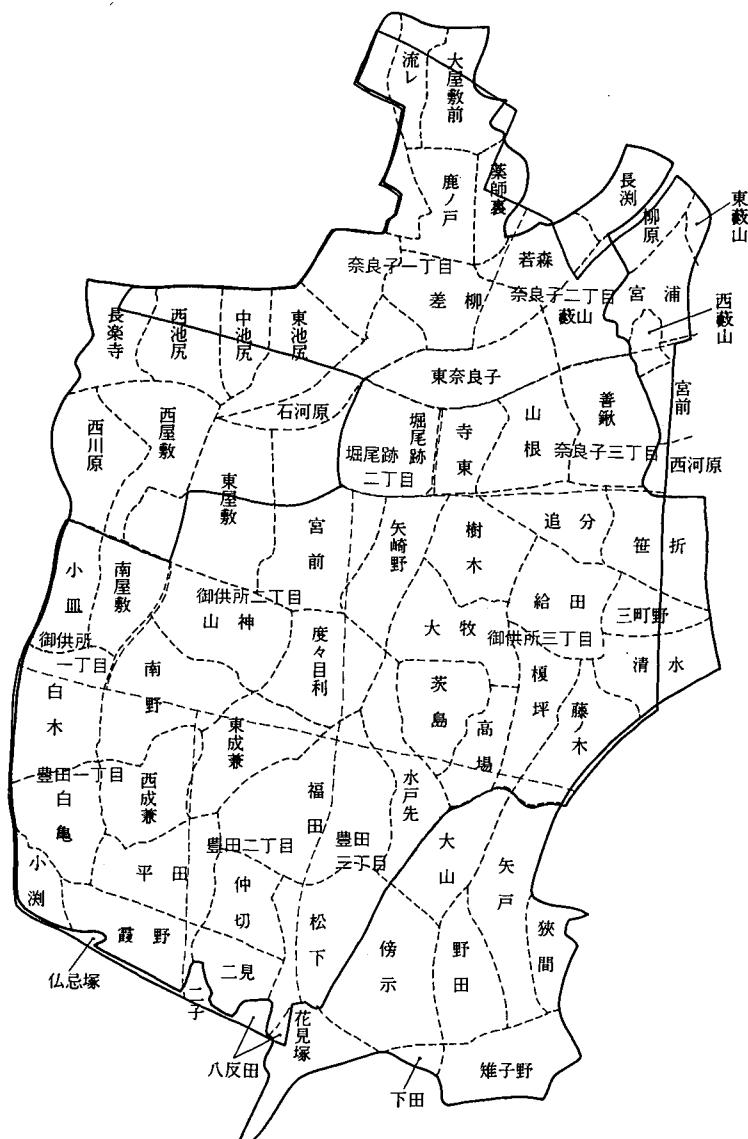
図3-78 設定地図(大口町全図)

### 第3節 総合計画

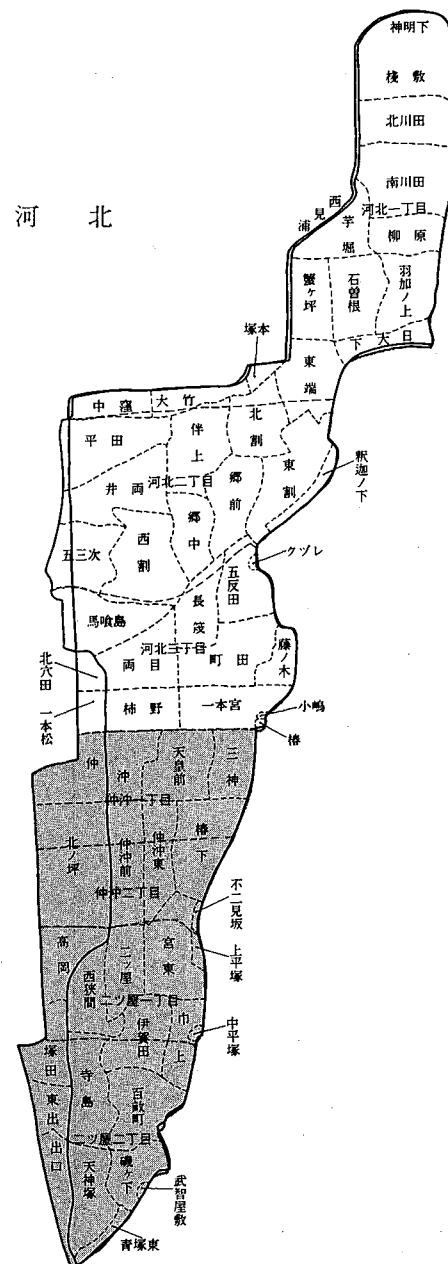




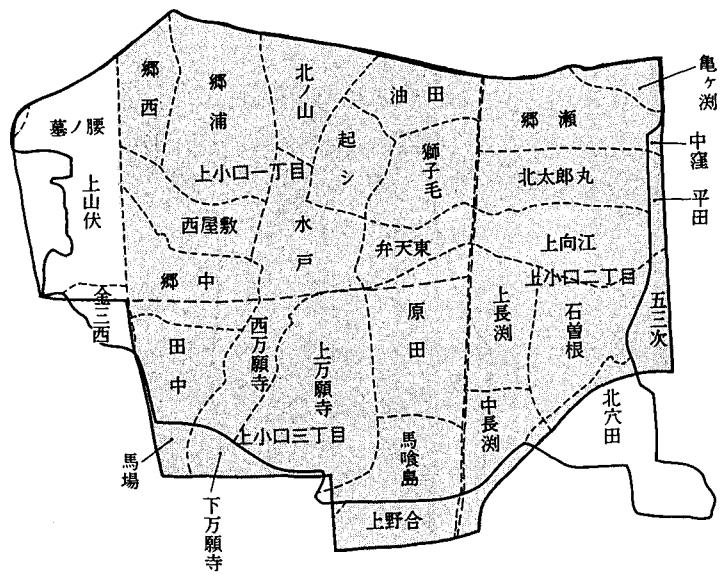
### 第3節 総合計画



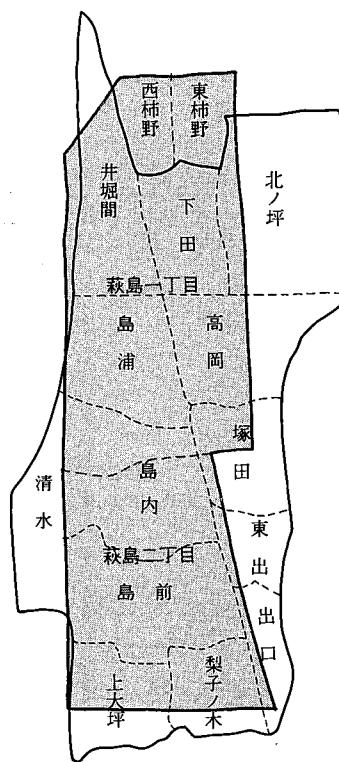
豊 田



### 第3節 総合計画

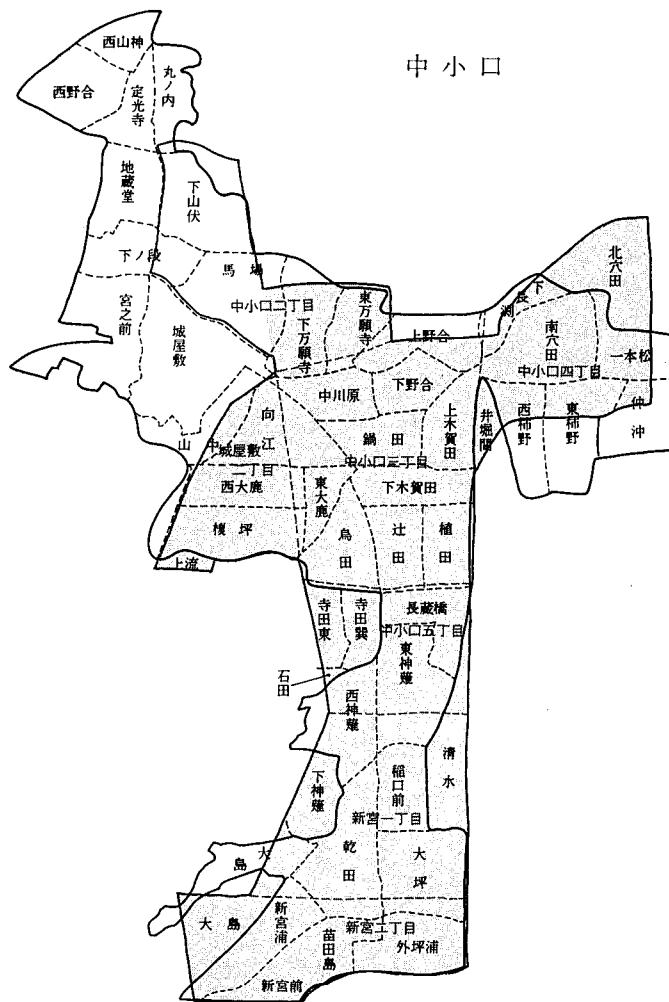


上 小 口



上小口

### 第3節 総合計画



日小中

